

「地理空間情報の整備・提供・活用」

令和3年5月26日

国土交通省 国土地理院

1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	地理空間情報の整備、提供、活用
対象政策の概要	測量法、災害対策基本法及び地理空間情報活用推進基本法に基づく、国土地理院による地理空間情報の整備、提供、活用施策。 具体的には、基本測量長期計画、防災基本計画及び地理空間情報活用推進基本計画の重点戦略である「防災・減災」とそれを支える「基盤整備」に関する施策。
評価の目的、必要性	(目的) 国民の安全・安心の確保に貢献する地理空間情報を整備・提供し、一次ユーザー、引いては国民に活用してもらうため、社会のニーズ、防災・減災等に関する現状及び課題を整理し、評価を行う。 (必要性) 地理空間情報に係る技術の進展、提供するデータの要求精度の高まり、激甚化する災害に対応するため、施策の内容を定期的に見直す必要がある。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術を積極的に取り入れることによる「効率性」 ・測位・測量や行政・防災分野の利用者から見た「必要性」 ・防災・減災への貢献や基盤的情報を含む、公共財としての「有効性」
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進展状況 施策のそれぞれの進展を示す指標の推移を評価することにより、施策の有効性と効率性を検証する。 ・施策の活用状況 施策のそれぞれにつき、利用者から見た必要性、有効性をアンケート調査により検証する。 ・施策を巡る状況の変化 国土交通省政策評価会のご指導の下、地理空間情報の整備、提供、活用に係る状況の変化について、各種指標の分析を行うとともに、当該専門分野の有識者の意見も活用しつつ、施策の有効性を検証する。
政策への反映の方向	基本測量長期計画、防災基本計画及び地理空間情報活用推進基本計画の見直しや今後の施策等へ反映
検討状況	施策毎の評価表（個別評価書）を作成する。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会のご指導の下、国土地理院が所掌する測量行政に関わる有識者からもご意見等を頂く予定。
備考	<p><政策チェックアップ指標> H28年度～R2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 133 電子基準点データの取得率 134 地理空間情報ライブラリーの内容の充実（地理空間情報ライブラリー情報登録件数

2. 対象政策の概要

測量法、災害対策基本法及び地理空間情報活用推進基本法に基づく、国土地理院による地理空間情報の整備、提供、活用施策。

具体的には、基本測量長期計画、防災基本計画及び地理空間情報活用推進基本計画の重点戦略である「防災・減災」とそれを支える「基盤整備」に関する施策。

1. 防災・減災

- 1. 1 災害対応
- 1. 2 災害情報の提供・活用

2. 基盤整備

- 2. 1 測地基盤
- 2. 2 基本図
- 2. 3 主題図
- 2. 4 基盤的な情報の提供・活用

2. 対象政策の概要

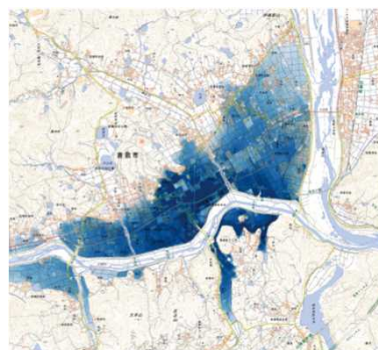
1. 防災・減災

1. 1 災害対応

国土地理院は、災害対策基本法における指定行政機関として、頻発する災害から国土と国民の生命・財産を守るため、測量・地図分野の最新技術を活かした災害対応関連施策を推進。

【浸水推定図】

空中写真やSNS等で集めた情報から水際の位置を推定し、標高データを用いて、浸水範囲と水深を推定し、深さを濃淡で表現した地図。



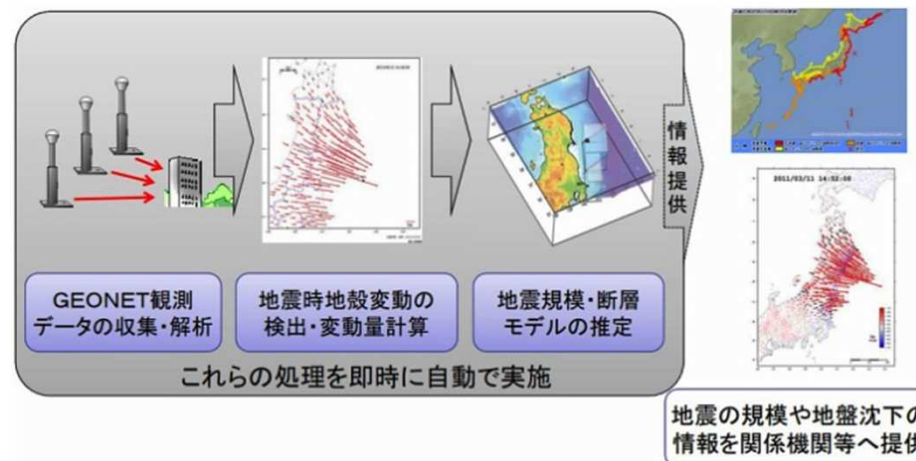
【緊急撮影】

災害発生時において、測量用航空機による被災状況の正確かつ迅速な収集・把握のための空中写真（航空写真）撮影。



【地震時地殻変動把握】（REGARD）

電子基準点の位置の変化を毎秒監視することで、地震に伴う地殻変動と、その地震の震源断層モデルを速やかに推定。



2. 対象政策の概要

1. 防災・減災

1. 2 災害情報の提供・活用

【提供】

(1) 直接提供



(2) メール提供

(3) 国土地理院ホームページ

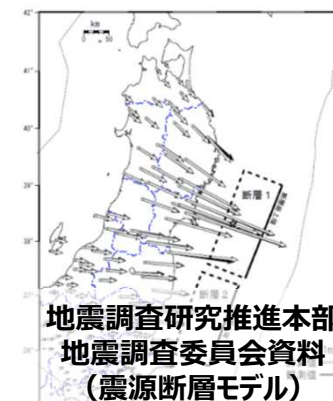
(防災・災害対応サイト)

<<https://www.gsi.go.jp/bousai.html>>



【活用】

人命救助計画、排水計画、被害状況把握、国や地方公共団体の災害対策会議資料、災害査定資料等に活用



出典：地震調査研究推進本部ウェブサイト
<https://www.jishin.go.jp/main/cho usa/11mar_sanriku-oki2/index.htm>



提供「浸水推定図」に九州地整の防災ヘリ空撮写真を載せて整理した図

出典：九州地方整備局ウェブサイト
<http://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/bousai_joho/kumagawasinsuisouteizu.pdf>



TEC-FORCE隊員による被災状況の確認

出典：関東地方整備局ウェブサイト
<https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000779129.pdf>

2. 対象政策の概要

2. 基盤整備

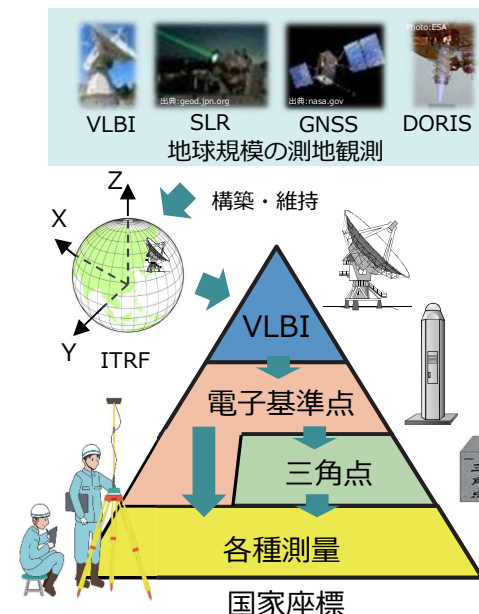
2. 1 測地基盤

国において緯度、経度、高さやこれに準ずる座標（数値）で位置を表す場合の基準。

我が国においては、測量法第11条で測量の基準（位置の基準）が定められており、国土地理院では国家基準点を維持管理している。

位置の基準は、測量に限らず、様々な法令や民間の地図や図面などで位置を表現する場合の基準として用いられている。

同じ位置の数値が複数存在すると社会的な混乱が生じることから、測地基盤に準拠・整合したものに統一されていることで、誰もが安心して位置情報を活用することが可能となっている。



VLBI

天体からの電波を利用してアンテナの位置を測る技術。



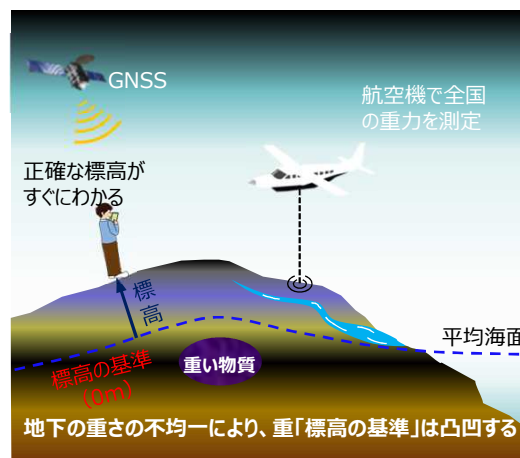
電子基準点網

全国約1,300か所に設置した電子基準点（観測）と中央局（データ収集・解析・提供）により測量の基準等としての役割を果たす。



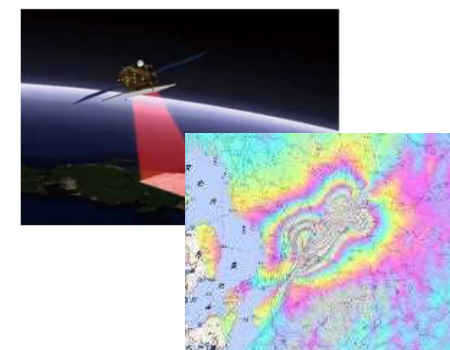
航空重力

航空機を利用して全国の重力を精密に測定し、平均海面を仮想的に陸域に延長した「標高の基準」について概成。



干渉SAR

SARデータを解析し、地震や火山活動に伴う地殻変動を面的に色の変化で示す。



2. 対象政策の概要

2. 基盤整備

2. 2 基本図

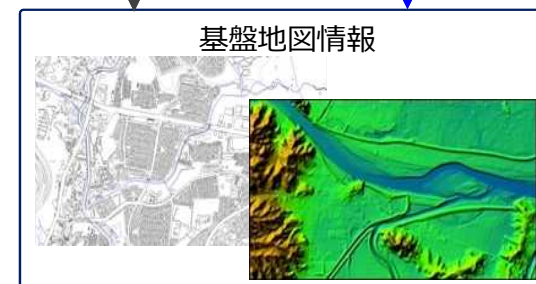
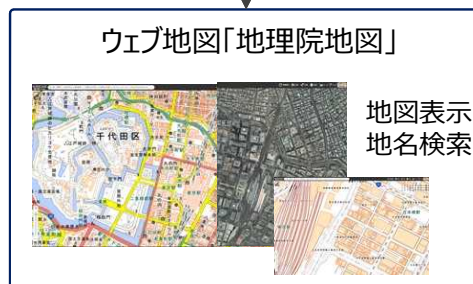
測量法に基づき国土の管理や領土の明示に必要な我が国の基本的な地図データ（電子国土基本図）や標高データの維持管理を行っている。電子国土基本図及び標高データは、デジタルデータとして整備・更新することで、電子地形図・印刷図、ウェブ地図「地理院地図」、GISデータ等様々な形態で一般に提供することができ、民間を含めた様々な地図作成の基として幅広く活用されている。また、地理空間情報活用推進基本法に基づく電子地図の位置の基準として、基盤地図情報としても提供しており、地理空間情報の活用促進に貢献している。

地図データ

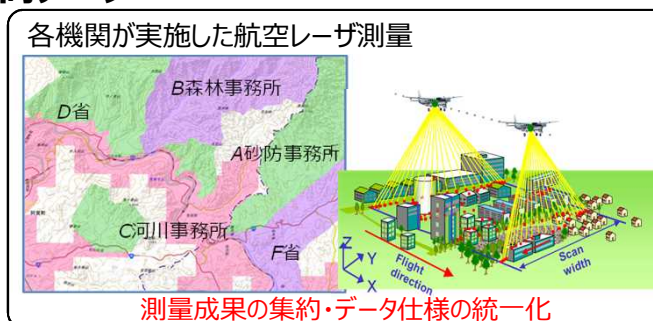
電子国土基本図



様々な形態の地図を提供



標高データ



GISデータ (ベクトル形式)

2. 対象政策の概要

2. 基盤整備

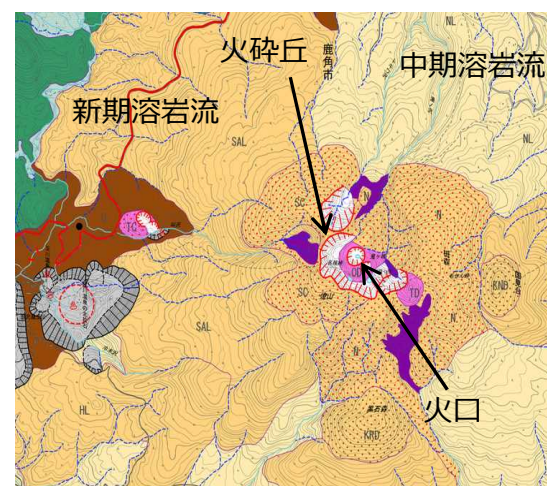
2. 3 主題図

主題図は、利用目的に応じてある特定の主題を表現した地図で、災害の予測や防災対策、調査・研究・教育のための基礎資料を作成している。

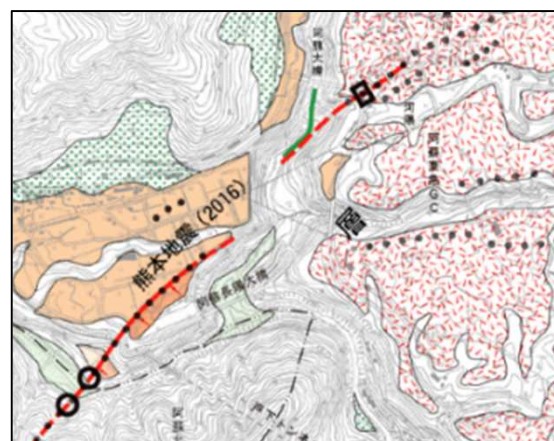
○地形分類データ



○火山土地条件図



○活断層図



○自然災害伝承碑データ



2. 対象政策の概要

2. 基盤整備

2. 4 基盤的な情報の提供・活用

【提供】

- (1) 刊行・謄抄本交付
- (2) 国土地理院ホームページ

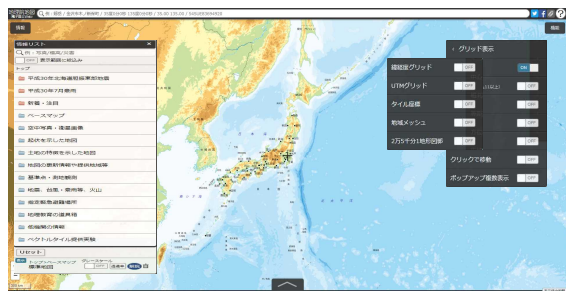
【地理空間情報ライブラリー】



【地理教育の工具箱】



- (3) 地理院地図 (ウェブ地図)



【活用】

位置の基準

(測量、法定図書、位置情報サービス、地殻変動監視・補正ほか)



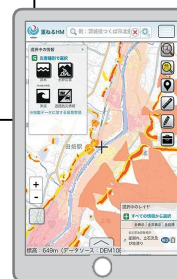
様々な地図の基

(管内図、民間地図、カーナビ地図ほか)



地形に起因する 災害リスクの把握

(ハザードマップ作成、各種防災会議資料等)



防災・地理教育 教材



まちづくり等様々な 計画



3. 評価の目的・必要性

(目的)

国民の安全・安心の確保に貢献する地理空間情報を整備・提供し、一次ユーザー、引いては国民に活用してもらうため、社会のニーズ、防災・減災等に関する現状及び課題を整理し、評価を行う。

(必要性)

地理空間情報に係る技術の進展、提供するデータの要求精度の高まり、激甚化する災害に対応するため、施策の内容を定期的に見直す必要がある。

4. 評価の視点

- (1) 新技術を積極的に取り入れることによる「効率性」
- (2) 測位・測量や行政・防災分野の利用者から見た「必要性」
- (3) 防災・減災への貢献や基盤的情報を含む、公共財としての「有効性」

5. 評価手法

(1) 施策の進展状況

施策のそれぞれの進展を示す指標の推移を評価することにより、施策の有効性と効率性を検証する。

(2) 施策の活用状況

施策のそれぞれにつき、利用者から見た必要性、有効性をアンケート調査により検証する。

(3) 施策を巡る状況の変化


国土交通省政策評価会のご指導の下、地理空間情報の整備、提供、活用に係る状況の変化について、各種指標の分析を行うとともに、当該専門分野の有識者の意見も活用しながら、施策の有効性を検証する。

6. 政策への反映の方向

基本測量長期計画、防災基本計画及び地理空間情報活用推進基本計画の見直しや今後の施策等へ反映

DXの位置情報の共通ルール「国家座標」


① インフラDXと位置情報
インフラDX、デジタルツイン、Society5.0のサイバー空間など、**デジタルデータ**で空間を再現するには**位置情報(座標)**が必要。



現実空間を仮想空間に再現したデジタルツイン


国家座標

② 「国家座標」とは
国の**位置の基準・共通ルール**。日本の国家座標は、測量法で定められた**日本経緯度原点**、**電子基準点**、**基盤地図情報**等と整合する座標



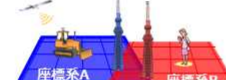
日本の国家座標の原点
世界の共通ルール(地球基準座標系)構築を目指すVLEI

④ 日本の地理的特性 地震とプレート運動
位置は**地殻変動**により**時間変化**する。
⇒インフラの位置も変化 ⇒ 維持管理が必要




最大地殻変動量
地震時：5.3m (東北沖地区)
平常時：2.1m (基準日以降)

③ 共通ルール国家座標に準拠しないと
他のデジタルデータと**重ならない、接合しない**



例：GPS衛星測位は重ならない
座標系A 座標系B

⑤ 国土地理院の取組例
国家座標を対象とした**地殻変動補正システム**を開発



現在の位置 現在の位置 地殻変動補正システム POS2JGD
地上上の位置 地上上の位置

国家座標への準拠促進
・ICT活用工事(土工)実施要領への反映 (R2.4)
・民間等電子基準点の性能評価・登録制度を創設

⑥ 国家座標に準拠すれば

- ・劣化しにくい：経時変化に追随
- ・地震に強い：地震に伴う地殻変動にも順応
- ・スレによる事故や混乱が回避される
- ・他のデジタルデータと重なる、接合する

⑦ 持続可能・安全・高品質なDXのために
インフラDXの3Dデジタルデータは、共通ルール「国家座標」に準拠
記載例：「位置情報は国家座標に準拠すること」

国家座標に準拠すべき対象例
I-Construction, ICT施工, BIM/CIM, 国土交通データプラットフォーム, スマートシティ, 自動運転, ドローン, AI, ビッグデータ, フィジカル空間, サイバー空間, 公共測量

「防災地理情報」

- ・ウェブサイトで災害リスクを簡単に閲覧でき、避難計画、防災対策に役立つ。

避難ルートの検討



浸水対策の検討



耐震対策の検討



液状化対策の検討



7. 検討状況・第三者の知見の活用

【検討状況】

施策毎に以下について整理し評価を進める。

- 事業のコンセプト
- 関係法令
- 既存の政策評価指標
- 予算規模情報
- 事業主体・役割分担
- 行政事業レビューで得られた課題とその対処の方向性
- 評価手法
- 施策への反映の方向性

7. 検討状況・第三者の知見の活用

【第三者の知見の活用】

国土交通省政策評価会のご指導の下、国土地理院長の私的諮問機関である「測量行政懇談会」及び「基本政策部会」にも適宜意見をいただく。

国土地理院 「測量行政懇談会」及び「基本政策部会」

測量行政懇談会 委員

浅見 泰司：東京大学大学院工学系研究科
石原 あえか：東京大学大学院総合文化研究科
稲垣 秀夫：(一社)地図調製技術協会
井上 由里子：一橋大学大学院法学研究科
太田 雄策：東北大学大学院理学研究科
大坪 俊通：一橋大学大学院社会学研究科
方波見 正：(一社)全国測量設計業協会連合会
佐田 達典：日本大学理工学部交通システム工学科
鹿田 正昭：金沢工業大学
柴崎 亮介：東京大学空間情報科学研究センター
清水 英範：(公社)日本測量協会
須貝 俊彦：東京大学大学院新領域創成科学研究科
関根 智子：日本大学文理学部地理学科
土方 聡：(公財)日本測量調査技術協会
布施 孝志：東京大学大学院工学系研究科

基本政策部会 委員

太田 雄策：東北大学大学院理学研究科
杉本 直也：静岡県交通基盤部建設支援局
関根 智子：日本大学文理学部地理学科
瀬戸 寿一：駒澤大学文学部地理学科
畑山 満則：京都大学防災研究所
布施 孝志：東京大学大学院工学系研究科
三橋 浩志：文部科学省初等中等教育局

(参考資料) 浸水推定図

事業のコンセプト

- 浸水推定図は、水際の標高と標高データを用いて、浸水範囲と水深を推定し、深さを濃淡で表現した地図。
- 洪水時などの被災状況を表す地理空間情報として緊急整備。
- 各省庁、地方公共団体の関係機関に提供、国土地理院ウェブサイトで公開。



令和2年7月豪雨による浸水推定図
(熊本県人吉市周辺)

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

既存の政策評価指標の状況

—

事業主体・役割分担

- 国土地理院は発災時に緊急整備し、関係省庁、地方公共団体の関係機関に提供。
- 災害対応等を実施する関係機関は被害状況の確認、対策判断の材料、説明資料の作成に利用する。

○被害状況の確認

- 浸水域全域の把握と水深を知る参考資料に活用
- 家屋の被害の把握に活用

○対策判断の材料

- 排水ポンプ車や災害対策車両の配置計画に活用
- 罹災証明のための家屋調査の計画作成

○説明資料の作成

- 災害査定のための確認用資料に活用

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

—

予算規模情報

- 令和元年度補正予算の内数
10百万円

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

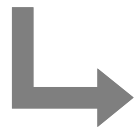
- 災害発生時に、情報収集と被災状況の地図化による適切なタイミングで関係機関に情報提供を実施。
- 地理院地図などのウェブサイトを通じた国民への提供等、地理空間情報の迅速な整備かつ分かりやすい提供に貢献。

事業のコンセプト

- 災害発生時において、測量用航空機による被災地域の「緊急撮影」を実施し、被災状況の正確かつ迅速な収集・把握を行う。
- 撮影した空中写真は、災害対応部局等の関係機関に速やかに提供する。



測量用航空機による撮影



被災状況等の
正確かつ迅速
な把握



令和2年7月豪雨球磨川周辺の例

関係法令

- 災害対策基本法(指定行政機関)
- 同法に基づく防災基本計画

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

- 国土地理院が保有する測量用航空機「くにかぜⅢ」の運航経費及び民間事業者との協定に基づく委託経費として、約1.5億円

事業主体・役割分担

- 国土地理院(国)が被災状況に関する客観的な情報を収集・提供し、災害対応部局(地方公共団体等)がそれらの情報に基づき災害対応を実施。

地方公共団体の
災害対策本部で
の活用



- 国土地理院(国)は、民間事業者(航測会社)と協定を締結して、広域の災害等に対しては事業者に委託して緊急撮影を実施。



協定に基づく民間事業者による撮影例

令和元年東日本台風による被災地域の空中写真撮影

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- 発災後、速やかに関係機関へ提供することが重要であり、その実施に際しては契約の競争性の確保を図ることが必要。

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 被災状況をより正確かつ迅速に提供することで、適切な初動対応や災害査定効率化による迅速な復旧等に貢献。
- 浸水推定図作成など被災状況の分析等での活用など、災害対応の高度化にも貢献。



被災地域の空中写真

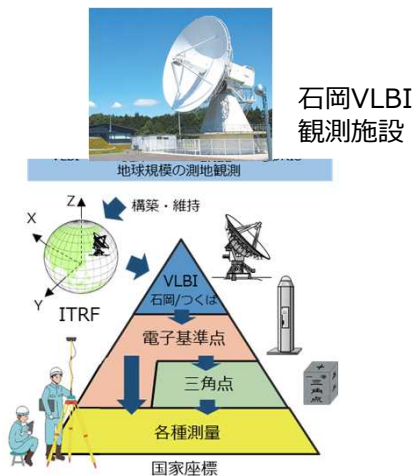
正確性の
向上等の
高度化



浸水推定図

事業のコンセプト

電波星から地球に届く電波を複数のアンテナで受信し、その到達時刻差を解析することにより、受信アンテナ相互間の位置関係を正確に求める。地球上における日本の位置を正確に決定し、日本列島の測地網を高精度化することにより、国際的に整合のとれた位置の基準を維持管理する。



VLBI測量に基づき測地基準点体系を構築・維持

関係法令

測量法

地理空間情報活用推進基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

VLBI測量経費
約7000万円

事業主体・役割分担

国土地理院(国)が実施。民間事業者と契約して、一部業務を外注化して実施。

国土地理院が位置の基準(基準点測量成果)を決定し国家座標を維持管理。自治体は公共測量業務、民間事業者は各種測量等を実施。

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

総合評価落札方式など透明性・公平性・競争性の高い契約方式による発注に引き続き努めるとともに、これまでと同様に良質な位置情報基盤を整備し、幅広く国民に情報提供する環境を整備する。

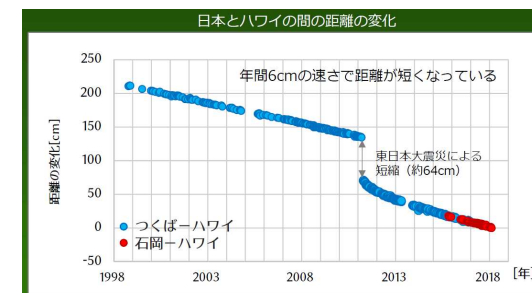
評価手法

—

施策への反映の方向性

地球上における正確な位置の把握により、我が国の測地基準点体系(VLBI、電子基準点、三角点等)が国際的に整合したものに維持される。

国土の管理・保全、社会基盤の整備・維持管理に不可欠な正確な位置情報として、多くの分野で利活用される。



事業のコンセプト

- 測量・地殻変動監視・位置情報サービスの基盤である電子基準点網を安定的に運用し、GNSS衛星から受信した観測データの収集・解析・提供を行うことで、主に次の3つの役割を果たす。

1 測量の基準点

基本測量や公共測量の基準点として使用されます。

2 地殻変動の監視

位置の変化を捉え、日本列島の動きを監視します。

3 位置情報サービスの支援

i-Construction や各種位置情報サービスなどに使用されます。

関係法令

- 測量法及び関係法令、地理空間情報活用推進基本法及び基本計画、防災基本計画、国土強靱化基本計画、宇宙基本計画 等

既存の政策評価指標の状況

電子基準点の観測データの取得率
 目標値(毎年度):99.5%以上
 (令和元年度実績値:99.77%)

予算規模情報

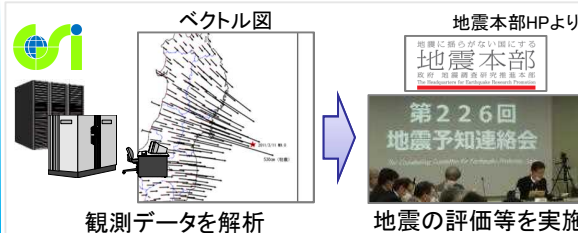
- 電子基準点測量経費 約 6.5 億円

事業主体・役割分担

- 信頼性の高い観測データを安定的に提供し、民間事業者(主に測量業者)は、その観測データを利用して、効率的で高精度な測量を実施する。



- 観測データの解析結果を元に地殻変動を監視し、地震調査研究推進本部等は、その結果等を踏まえ、発生した地震に対する評価等を実施する。



- 配信機関にリアルタイムデータを提供し、そのデータの配信を受けた位置情報サービス事業者が、測量、ICT施工、インフラメンテナンス、移動体測位などに活用可能な測位サービスを展開する。

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

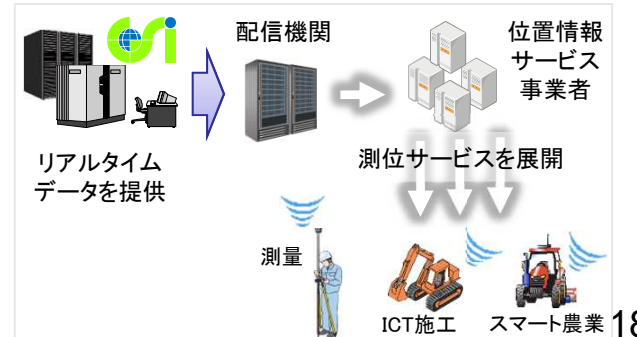
- 契約の競争性を確保しつつ、良質な位置情報基盤を提供するため、電子基準点網の安定的な運用を継続する。

評価手法

- アンケート調査
- 基本政策部会

施策への反映の方向性

- 電子基準点網の安定的な運用のため継続的な保守・管理を実施する。
- 機器更新等による機能維持・強化を図る。



(参考資料) 電子基準点網 2/2

電子基準点 (つくば1)

内部機器

- 受信機
- 有線通信装置
- 電源監視装置
- 無線通信装置
- 傾斜計
- 無停電電源装置
- 蓄電池

● 電子基準点

中央局 (つくば)



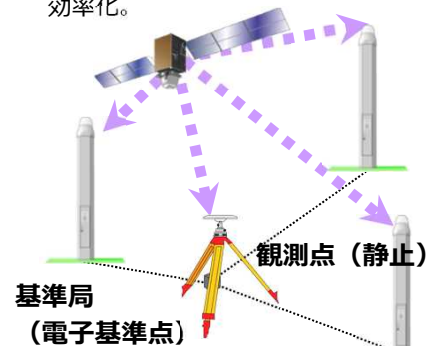
南鳥島



沖ノ鳥島

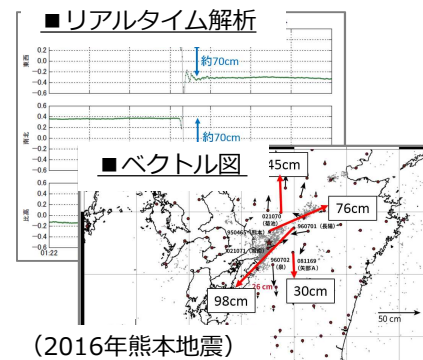
1 測定の基準点

- 観測点周辺の電子基準点を基準局に利用することで、基準局の観測が不要となり、GNSSを利用した測量が効率化。



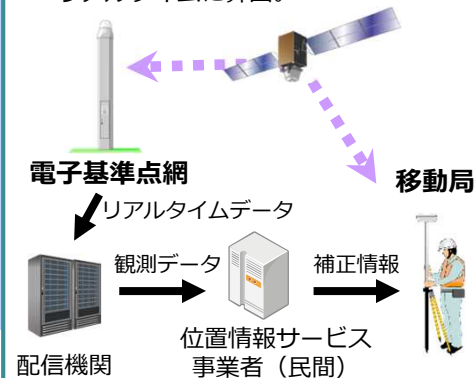
2 地殻変動の監視

- 電子基準点の観測データを解析することで、地震等に伴う地殻変動を監視。



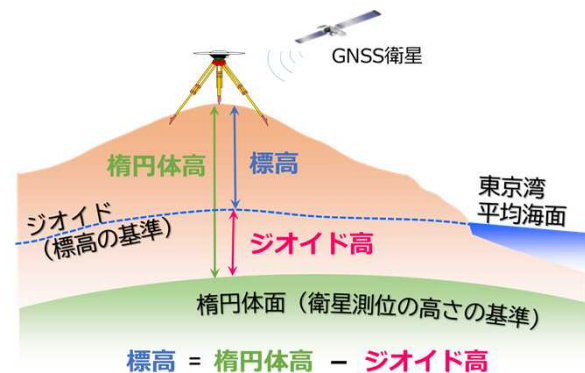
3 位置情報サービスの支援

- 補正情報と移動局のGNSS観測を組み合わせ、移動局の位置をcm精度でリアルタイムに算出。



事業のコンセプト

衛星測位(GPSや準天頂衛星など)により、いつでも・どこでも・だれでも迅速に標高が決める社会を構築するため、航空機による重力測量を実施し、その基盤となる標高の基準(ジオイド)を整備する。



衛星測位システムでは、高さを楕円体高で測定できますが、日常生活で用いられる標高を決めるには、重力の影響を考慮したジオイド高で変換する必要があります。このジオイド高を正確に求めるためには、全国の均質な重力データが必要です。

関係法令

測量法

地理空間情報活用推進基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

航空重力測量経費
約1.5億円

事業主体・役割分担

国土地理院(国)が直営にて実施。
航空機の運航は、民間事業者(航測会社)と契約して実施。

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

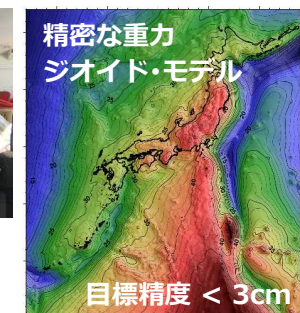
総合評価落札方式など透明性・公平性・競争性の高い契約方式による発注に引き続き努めるとともに、これまでと同様に良質な位置情報基盤を整備し、幅広く国民に情報提供する環境を整備する。

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会

施策への反映の方向性

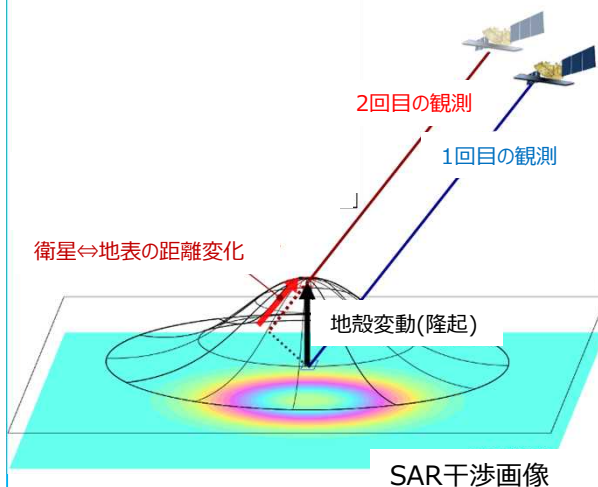
精密な重力ジオイド・モデルと衛星測位により、高精度な標高を誰もがすぐに利用可能になります。測量や公共工事等の効率化、生産性向上、ドローンなどを利用した新たなサービスの創出が期待される。



(参考資料) 干渉 SAR

事業のコンセプト

陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)の観測データを用いた干渉SARにより、全国の地殻変動を面的に監視する。地震や火山活動の際には、緊急解析を実施し、関係機関へ情報提供する。



関係法令

測量法

地理空間情報活用推進基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

高精度地盤変動測量経費
約5000万円

事業主体・役割分担

国土地理院(国)が実施(観測 JAXA、解析 GSI)。解析支援業務を一部外注。解析結果は、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等へ提供するとともに、ホームページでも公開し広く利活用。

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

総合評価落札方式など透明性・公平性・競争性の高い契約方式による発注に引き続き努めるとともに、これまでと同様に得られた成果については、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等の関係機関に提供する。

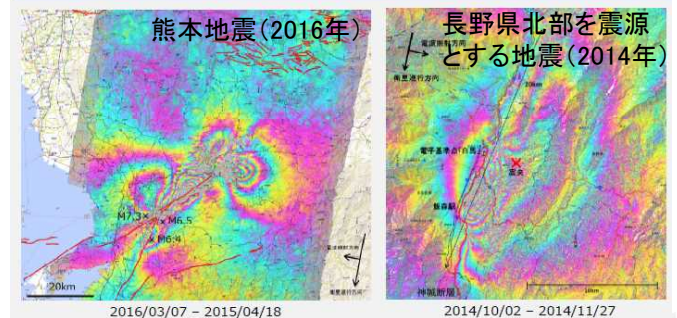
評価手法

—

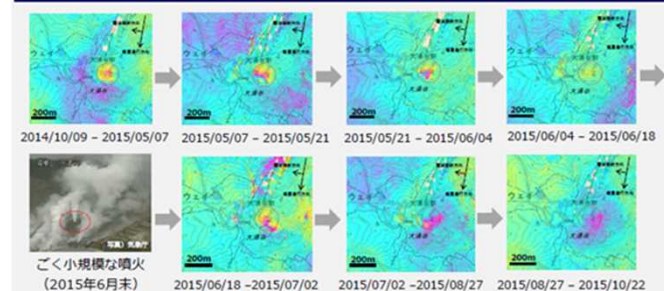
施策への反映の方向性

地殻変動の空間分布を捉え、国土の監視を行う。地震・火山活動の際には、関係機関へ情報提供を行い、防災・減災対策に貢献する。

地震による地殻変動 Earthquakes



火山活動に伴う変動 Volcanoes 箱根山(2015年)



Analysis by GSI from ALOS-2 raw data of JAXA

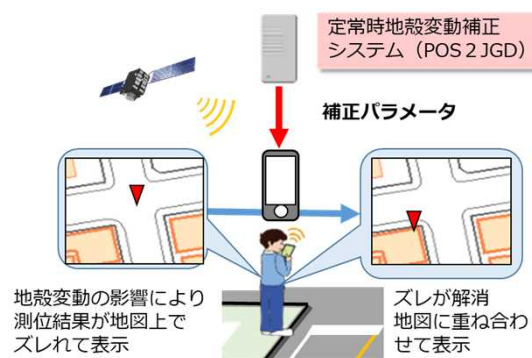
(参考資料) 地殻変動補正

事業のコンセプト

測量の「基準点」や「地図」の位置は過去の決められた時点(基準日)のものであります。

日本列島は平時でもプレート運動による地殻変動で常に動いているため、時間経過に伴いGNSS衛星を使って求められる現在の位置と地図上の位置はズレてしまいます。

地殻変動のズレを補正することで、人工衛星を使って求められる現在の位置と地図を正確に合わせることができます。



関係法令

測量法
地理空間情報活用推進基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

リアルタイム高精度測位の利活用推進のための環境整備
約1600万円(令和元年度、2年度)

事業主体・役割分担

国土地理院(国)が、電子基準点データから補正パラメータを作成システム設計をし、民間事業者に外注しシステム構築。システムは、地理院から一般公開されており、今後幅広く利活用されていく見込み。

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

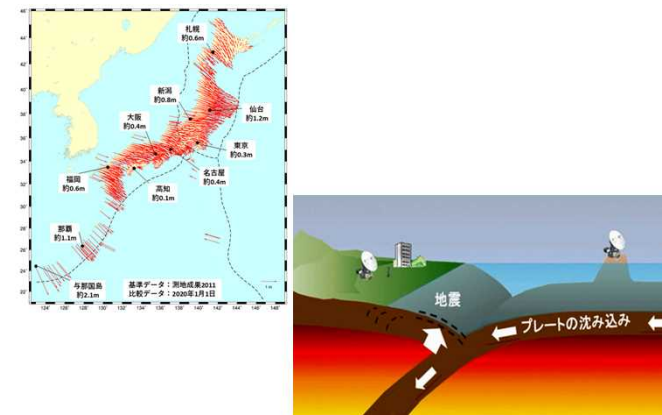
総合評価落札方式など透明性・公平性・競争性の高い契約方式による発注に引き続き努めるとともに、これまでと同様に良質な位置情報基盤を整備し、幅広く国民に情報提供する環境を整備する。

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会

施策への反映の方向性

リアルタイム高精度測位の利活用環境が整備されることで、i-Construction、スマート農業、自動運転などに寄与することができる。



事業のコンセプト

- 強い地震に伴って発生する土砂崩れや地盤の液状化の発生規模と地域を、地震発生から15分以内に推計し、行政機関の災害対応関係者に自動配信するシステム。
- 現在、スグダスの推計結果は事前登録された防災機関に配信され、地震発生直後の具体的な被害情報が得られる前の段階での初動対応に活用されている。

関係法令

- 災害対策基本法(指定行政機関)
- 同法に基づく防災基本計画

予算規模情報

- 特別研究経費の内数
令和3年度 約9百万円

事業主体・役割分担

- 国土地理院が保有する地形・地質等のデータベースと、気象庁が発表する地域の推計震度分布図データを活用し、地震発生直後に、斜面崩壊・地すべり・液状化の発生している可能性がある場所を推計。
- 斜面崩壊の判定の解析手法の開発にあたっては、国土技術政策総合研究所砂防研究室の研究成果等を活用するとともにアドバイスを受けている。

既存の政策評価指標の状況

—

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

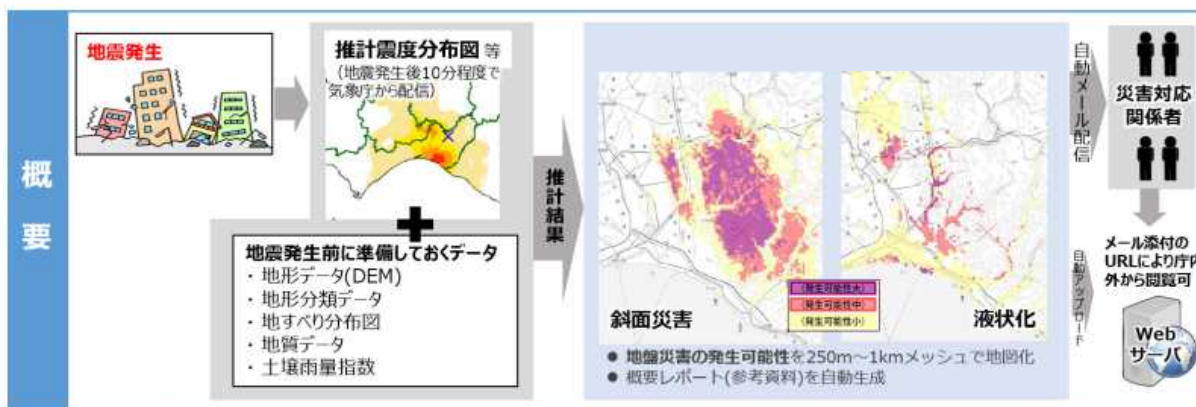
—

評価手法

- 1 国土地理院研究評価委員会
- 2 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- SGDASの推計精度の向上、配信される推計レポートの「伝わる」表現化や二次利用しやすい配信データ仕様等への反映。
- よりの確な初動対応方針の策定やTECFORCE等の広域派遣における支援計画立案、夜間の被害概況のよりの確な把握に寄与。



事業のコンセプト

- 国土の現況を表し、民間を含めた様々な地図作成の基となる、地図情報、空中写真、地名情報といった基盤的な地図(電子国土基本図)を整備し、国土の変化に合わせて迅速に更新。



基盤的な地図 (電子国土基本図)

- 様々な用途に対応するため、オンラインやデジタルデータを中心とした形態で提供。
- 地理空間情報活用推進基本法に基づく基盤地図情報としても提供し、電子地図の位置の基準として、地理空間情報の活用促進に貢献。

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画

既存の政策評価指標の状況

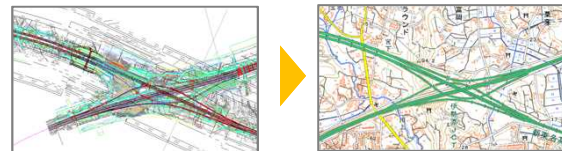
—

予算規模情報

- 全国を対象とした地図情報の更新、空中写真画像整備及び地名情報整備に係る経費約12億円

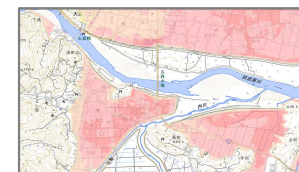
事業主体・役割分担

- 地方公共団体が作成する都市計画図等の公共測量成果や公共施設管理者の保有する図面等の情報を収集・活用して整備・更新。
- 地図情報は、国、地方公共団体が作成する各種地図や民間事業者の地図を利用したサービス等で幅広く活用されている。



施設管理者 (工事図面等)

国土地理院
(基本図の更新)



地方公共団体
(ハザードマップ等)

最新の基本図を使用して各種地図を作成

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- コスト削減に努めながら、基盤地図情報の整備・更新を確実に実施していく必要がある。

評価手法

- アンケート調査
- 基本政策部会
- 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 基盤的な地図は、継続的に整備・更新されることで社会基盤としての役割を効果的に発揮するため、継続的な実施が重要。
- デジタル化、3次元化等の社会的な要請に応じて、基盤的な地図の3次元化等の高度化を図ることが必要。



3次元地図のイメージ

(参考資料) 基盤的な地図 2/2

電子国土基本図

地図情報

正射画像

地名情報

測量成果等

行政機関が実施した既存の測量成果

空中写真 都市計画基図

資料等

官民が保有する地理空間情報等

道路工事図面 登山経路情報

収集・集約

国土地理院において電子国土基本図を更新

様々な形態の地図を提供

地形図画像・印刷図

電子地形図25000

印刷図（2万5千分1地形図）

ウェブ地図「地理院地図」

地図表示
地名検索

GISデータ（ベクトル形式）

基盤地図情報 数値地図（国土基本情報）

活用例

国、地方公共団体、民間事業者が作成する様々な地図のもととして活用

行政機関が配信する情報の背景地図

都市計画

民間地図サービス

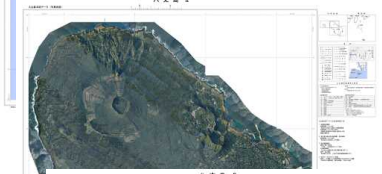
GISによる解析・統計処理等に利用

事業のコンセプト

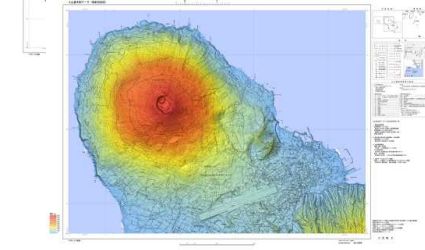
- 火山噴火に関する防災対策・危機管理対策に寄与することを目的に、精密な地形情報と、道路や防災関連施設等を示した地図。噴火時の防災計画、緊急対策用に利用のほか、火山研究や火山噴火予知等の基礎資料として活用。



火山基本図
(基図)



火山基本図
(写真地図)



火山基本図
(陰影段彩図)

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

- 基本図測量経費の内数
令和2年度 約14百万円

事業主体・役割分担

- 国土地理院は火山基本図を整備・提供。
- 精密な地形が表示されているため、火山防災計画策定やハザードマップ作成のほか、火山災害発生時には救助活動や火山活動の監視等に活用される。



各種火山防災マップ作成の基図データ
(東京都三宅村)

詳細な「三宅島泥流防災マップ」の配布について(お知らせ):
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/05/050530_.html

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- コスト縮減に努めながら、火山基本図の整備を確実に実施していく必要がある。

評価手法

- アンケート調査
- 基本政策部会
- 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 国、地方公共団体が、火山防災計画策定やハザードマップ作成などに利用することで、火山災害に強い国土づくりに貢献。
- 火山災害発生時には、現場における被災状況把握や情報共有、救助活動、2次災害防止計画策定、火山活動の監視等各方面で活用。
- 活火山法に基づく火山防災協議会レベルの火山対策により、災害に強いまちづくりや国民の安全・安心に貢献。

事業のコンセプト

- ハザードマップ作成に活用されるなど、災害リスク把握等に不可欠な高精度の標高データを全国土を対象に整備。
- データ整備は、航空レーザ測量等の既存の公共測量成果を活用して効率的に行うとともに、全国で統一した仕様で作成する。



各機関が実施した航空レーザ測量



測量成果の集約・データ仕様の統一化



高精度な標高データ

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

- 公共測量成果等を集約して統一したデータ形式に調整するための経費約0.9億円

事業主体・役割分担

- データ整備は、国土地理院が国・地方公共団体による公共測量成果を活用するなど、測量法の仕組みを利用して行う。
- 整備した標高データは、地方公共団体においてハザードマップ作成等に幅広く使われるとともに、民間事業者によるサービスにも広く使われている。



標高データ



ハザードマップ

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

—

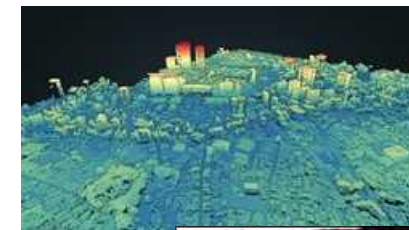
評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 3次元都市モデルなどの3次元地図作成の基盤となる、建物等の標高を含めた3次元点群データの整備を進め、デジタルトランスフォーメーションの進展に貢献。

建物等を含んだ3次元点群データ



3次元都市モデルの構築

事業のコンセプト

- 自然条件に即した効果的な防災対策・危機管理対策・土地利用計画に寄与することを目的に、土地そのものが持つ自然条件に関する基礎資料である地形分類データを整備・地図化。



土地条件図 (地形分類データ)

土地の災害リスクが面的に明らかに

関係法令

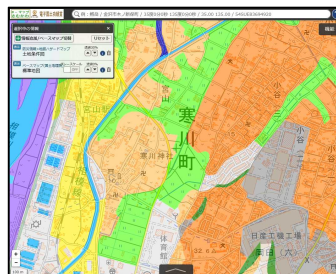
- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

既存の政策評価指標の状況

—

事業主体・役割分担

- 国土地理院は地形分類データを整備・提供。
- 地形分類データは、国、地方公共団体などの関係機関の防災計画、市町村が作成するハザードマップの基礎情報として活用。



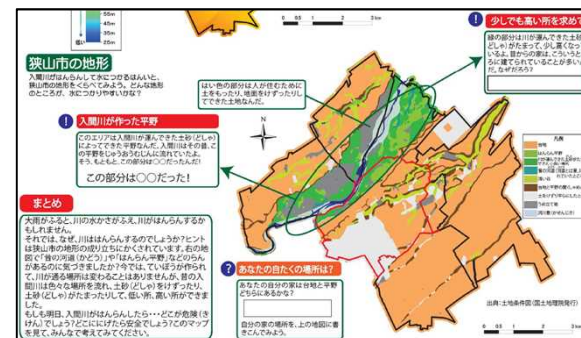
「地震ハザードマップ (神奈川県寒川町)
都市計画情報提供サービス(e-マップさむかわ):
<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/business/tosikeikaku/1412210414025.html>

予算規模情報

- 防災地理調査経費の内数
令和2年度 約9百万円

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- コスト縮減に努めながら、土地条件図(地形分類データ)の整備を確実に実施していく必要がある。



子どもハザードマップ (埼玉県狭山市)

狭山市子どもを守る防災対策事業:
<https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/anshin/bosai/bousaihazard/bousaigakusyu/kodomobosai.html>

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

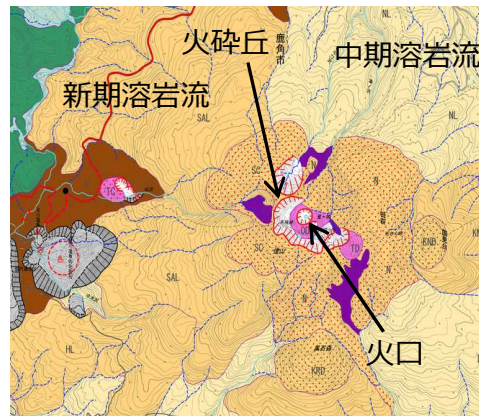
施策への反映の方向性

- 災害リスク情報を面的に分かりやすく提供することで、多くの国民が災害リスクへの理解を深め、主体的な行動が取れる環境整備に寄与し、発災時の被災者減少に貢献。
- 災害予防の観点からも、地域の様々な災害リスクに対して、住民が包括的に理解することに繋がる。

(参考資料) 火山土地条件図

事業のコンセプト

- 全国の活発な火山を対象に、火山噴火に関する防災対策・危機管理対策に寄与することを目的に、火山活動によって形成された地形や噴出物の分布、防災関連施設・機関等を分かりやすく表示した地図。



火山地形分類データ

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

- 防災地理調査経費の内数
令和2年度 約3百万円

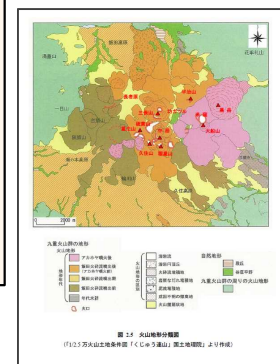
事業主体・役割分担

- 国土地理院は火山土地条件図(火山地形分類データ)を整備・提供。
- 国や地方公共団体等における火山噴火災害に対応した各種防災・減災施策に活用。



雌阿寒岳火山防災ガイドブック
(北海道釧路市・足寄町)

釧路市ハザードマップ:
<https://www.city.kushiro.lg.jp/bousaikyu/bousai/map/0100.html#section4>



九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画 (大分県)

九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定:
<https://www.pref.oita.jp/site/sabo/kujugensaikaikeikaku.html>

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- コスト縮減に努めながら、火山土地条件図(火山地形分類データ)の整備を確実に実施していく必要がある。

評価手法

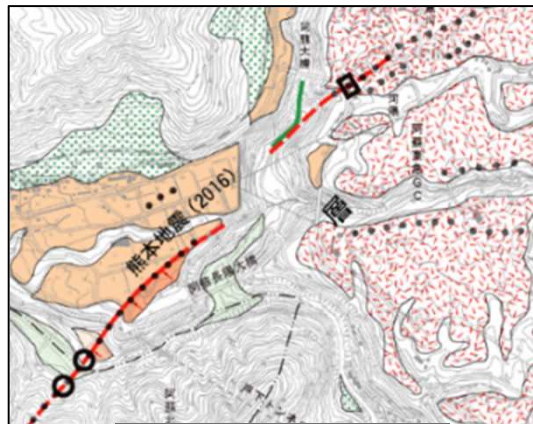
- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 国、地方公共団体が、火山防災計画策定やハザードマップ作成などに利用することで、火山災害に強い国土づくりに貢献。
- 火山災害発生時には、現場における被災状況把握や情報共有、救助活動、2次災害防止計画策定、火山活動の監視等各方面で活用。
- 活火山法に基づく火山防災協議会レベルの火山対策により、災害に強いまちづくりや国民の安全・安心に貢献。

事業のコンセプト

- 政府機関や地方公共団体などによる地震被害対策の基礎資料とすることを目的に、全国の活断層帯を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を調査し、活断層図を整備・提供。



活断層図「阿蘇」の一部

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

既存の政策評価指標の状況

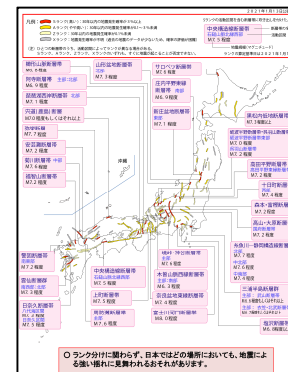
—

予算規模情報

- 防災地理調査経費の内数
令和2年度 約28百万円

事業主体・役割分担

- 国土地理院は活断層図を整備・提供。
- 政府の地震調査研究推進本部における長期評価の基礎資料として活用。
- 地方公共団体における防災計画の立案等に使用される。また、学校教育や適地検討などの基礎資料として利用される。



地震調査研究推進本部
の活断層の長期評価

主要活断層の評価結果：
https://www.jishin.go.jp/evaluation/evaluation_summary/#danso



地域防災計画の策定
(徳島県)

特定活断層調査区域及び活断層の調査を推奨する区域：
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112800022/>

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- コスト縮減に努めながら、活断層図の整備を確実に実施していく必要がある。

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- 3 災害対策活動事後調査

施策への反映の方向性

- 災害リスク情報を面的に分かりやすく提供することで、多くの国民が災害リスクへの理解を深め、主体的な行動が取れる環境整備に寄与し、発災時の被災者減少に貢献。
- 災害予防の観点からも、地域の様々な災害リスクに対して、住民が包括的に理解することに繋がる。

(参考資料) 防災・地理教育支援

事業のコンセプト

- 自然災害から命と生活を守るため、地域の災害リスクを理解し、防災意識を高めることが重要。
- 地形や土地の成り立ち等、地図を用いて地域の災害リスクを理解することは地理教育が担っており、地理教育支援を進めることは防災・減災に直結。

防災・減災のための「備え」として地図情報の充実



防災地理情報の有効性の評価と教材化支援



教育関係者に届く情報の提供等



地理教育の工具箱

関係法令

- 測量法及び同法に基づく長期計画
- 地理空間情報活用推進基本法及び同法に基づく基本計画
- 災害対策基本法

事業主体・役割分担

- 国土地理院は、防災教育・地理教育支援を行うため、「地理教育の工具箱」等を通じたコンテンツの提供等に関する取組を行う。



自然災害伝承碑等を用いた身近で分かりやすい防災コンテンツの作成

既存の政策評価指標の状況

—

予算規模情報

- 防災地理調査経費の内数
令和2年度 約7百万円

行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

—

- 地方公共団体、文部科学省などの関係機関、教育関係者との連携により防災・地理教育支援に活用される。



教育関係者との協力関係構築



地域の防災イベントへの提供

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会

施策への反映の方向性

- 地方公共団体や教育現場をはじめとした地域全体の防災意識の向上。
- 災害時、住民自ら適切に避難行動に理解することに繋がる。



事業のコンセプト

過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的な検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーを運用するとともに、測量成果の閲覧・謄抄本交付事務を実施する。また、活用推進のための調査及び普及啓発を実施する。

関係法令

測量法(第27条、第42条)

地理空間情報活用推進基本法(第3条、第14条、第18条)



既存の政策評価指標の状況

地理空間情報ライブラリー情報登録件数 (G空間行動プラン)
令和3年度まで: 約169万件
(令和2年度: 約166万件)

予算規模情報

地理空間情報ライブラリー推進経費
212(単位:百万円)
(令和2年度執行額)

事業主体・役割分担

国・自治体は、活用可能な情報を地理空間情報ライブラリーを通じて入手し、民間事業者である測量業者に委託して公共測量を実施する。得られた成果は国土地理院に提出され、地理空間情報ライブラリーに登録される。



行政事業レビューで得られた課題と、その対処の方向性

- ・有益な情報が掲載されているが、認知度の低さが問題。地理空間情報ライブラリーを広く国民に知ってもらい、利用してもらうための施策が必要。
- ・今後、一般の方々の利用が増加することが見込まれるため、インターフェースの工夫や、情報発信等の取組が必要。

評価手法

- 1 アンケート調査
- 2 基本政策部会
- (3 地域連携・産学官連携)
- (4 地理院地図パートナーネットワーク)



施策への反映の方向性

実際の運用状況、利用状況を踏まえて、利用者が一層使いやすいものとなるよう、インターフェースの更なる改良を実施。

令和3年3月17日

政策評価審議会提言

政策評価審議会(会長:岡 素之(おか もとゆき)住友商事(株)特別顧問)は、ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換するための改善策を提言として取りまとめ、総務大臣に提出しましたので、公表します。




提言は、各府省と総務省が実施する評価について、三つのあるべき姿((1)役に立つ・(2)しなやかな・(3)納得できる評価)を提示し、それぞれ以下のような改善のアイデアを示しており、改善に取り組むことを求めています。

1 各府省が行う政策評価

- (1)各府省における政策過程の実態を踏まえ、作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現
- (2)政策の特性や改善の目的等に応じて、前例にとらわれず、最適な評価方法を柔軟に選択
- (3)EBPMの更なる推進、データの重視、研究者等との連携を進め、評価の質を向上

2 総務省が行う行政評価局調査

- (1)ユーザーのニーズを重視した情報収集・提供や、既存の仕組みの評価・改善に不可欠な長期的変化の分析を実施
- (2)評価プロセス等を見直し、各府省・地域の迅速な対応に資する多様で迅速な情報提供を実施
- (3)EBPMの更なる推進、データの重視、研究者等との連携を進め、評価の質を向上

- ・ [政策評価審議会提言\(ポイント\)](#) 
- ・ [政策評価審議会提言](#) 
- ・ [政策評価審議会提言\(参考資料\)](#) 

連絡先

総務省行政評価局 企画課
担当: 工藤、安達、鶴岡、馬場
電話: 03-5253-5470(直通)
FAX: 03-5253-5418

E-mail:

<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

法人番号2000012020001 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話03-5253-5111（代表）[【所在地図】](#)

© 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

政策評価審議会提言（ポイント）

本提言は、政策評価制度導入20年の節目に、「行政の評価」の方向性を示すことについてまとめたもの

参考資料

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和3年3月

ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換し、政府の**政策改善機能の強化**を目指す

- 「行政の評価」の**あるべき姿**を提示（**役に立つ**・**しなやかな**・**納得できる**評価）
- **改善のアイデア**を提示

提言の背景

社会経済の変化
(人口減少、デジタル技術進展等)

新型コロナの拡大

従来の社会環境を前提とする仕組み
⇒ **仕組みそのものの改善が喫緊の課題**

これまでの「行政の評価」は、
現行の仕組みそのものを問い直すニーズ
に答えきれない

**ポストコロナ新時代の「行政の評価」へ
転換する必要**

行政の評価のあるべき姿

役に立つ評価

ユーザーから見て、
使える評価、知りたい
情報を提供する。

しなやかな評価

評価者が、時の経過や
社会経済の変化に応じて、
適時・的確かつ
弾力的に評価する。

納得できる評価

評価の内容は、優れた
研究やデータにより、
情報が充実し、分かり
やすいものとする。

⇒ あるべき姿を念頭に、
改善のアイデアを提示（P2）

政策評価（各府省）

行政評価局調査（総務省）

① 役に立つ評価

各府省における政策過程の実態を踏まえ、作業の重複を排しつつ、政策改善等に役立つ評価プロセスを実現

ユーザーのニーズを重視した情報収集・提供や、既存の仕組みの評価・改善に不可欠な長期的変化の分析を実施

- 「評価のための評価」
- 行政事業レビュー等の政策の改善の取組との重複感

- 政策担当者や国民が知りたい行政運営の実情を明らかにする役割がおおそかに

② しなやかな評価

政策の特性や改善の目的等に応じて、前例にとらわれず、最適な評価方法を柔軟に選択

評価プロセス等を見直し、各府省・地域の迅速な対応に資する多様で迅速な情報提供を実施

- 特定のやり方にとらわれ、評価の枠組みの見直しが適宜に行われず、意味の乏しい評価に

- 「勧告」を導く慎重な考察や分析に時間をかけ、各府省・地域への迅速なフィードバックにつながらない

③ 納得できる評価

EBPMの更なる推進、データの重視、研究者等との連携を進め、評価の質を向上

- EBPMの実践のための技術や、諸外国等の情報に通暁していない等、EBPMの実践方法が確立していない

- 時代の流れの中での政策環境の変化について、データ等の活用を探る取組は少ない

提言を踏まえ、各府省と連携・協力し、具体化の検討を進め、実現へ

(参考1) 「行政の評価」の概要 (イメージ)

総務省

政策評価の
実施の推進

- ・政策評価のより良い実施のため、ガイドラインの策定、EBPMの推進、政策評価書の点検等を実施

行政評価局調査
の実施

- ・行政の改善のため、行政上の課題と解決策を探り、関係行政機関や国民に提示

ガイドラインの策定
評価書の点検
研修の実施 など

各府省

担当する政策について、自ら評価し、企画・立案

政策評価
の実施

評価結果
の公表

評価結果
の活用

課題と解決策を
探り、提示

政策改善

国民
・
社会

(参考2) 政策評価審議会 委員一覧

会長	岡 素之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理・ 部会長	森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授
部会長代理	牛尾 陽子	株式会社七十七銀行取締役監査等委員 早稲田大学総合研究機構 電子政府・自治体研究所研究院教授
委員	岩崎 尚子	新むつ小川原株式会社代表取締役社長
//	薄井 充裕	行政経営コンサルタント
//	田淵 雪子	津市長
//	前葉 泰幸	横浜市立大学国際商学部教授
臨時委員	白石 小百合	国立社会保障・人口問題研究所所長
//	田辺 国昭	鳥取大学地域学部教授
専門委員	小野 達也	東京大学大学院工学系研究科教授
//	加藤 浩徳	大阪大学データビリティフロンティア 機構教授
//	岸本 充生	筑波大学システム情報系教授
//	堤 盛人	慶應義塾大学大学院健康マネジメント 研究科教授
//	堀田 聰子	

政策評価審議会提言

令和 3 年 3 月
政策評価審議会

【目次】

はじめに	1
I 行政の評価のあるべき姿	
1 現状認識	2
2 「行政の評価」のあるべき姿	3
II 制度導入後 20 年を迎える政策評価の改善	
1 これまでの政策評価の取組と課題	5
2 改善の取組のアイデア	6
III 行政評価局調査の充実	
1 これまでの行政評価局調査の取組と課題	10
2 改善の取組のアイデア	10
おわりに	15

政策評価審議会提言

ポストコロナ新時代における行政の評価への指針
～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～

はじめに

2010年代から人口減少の局面に入った我が国では、以前から少子化・高齢化、デジタル技術の発展などの社会経済の急速な変化を踏まえ、「行政の対応が必要」であると様々な課題が提起され、具体的な施策も講じられてきた。しかし、その対応の実績は、必ずしも十分ではなかったということが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、迅速に必要な措置を行おうとする際に的確に対応できなかったこと等により、強く認識されるに至ったと言える。従来为社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題となっている。政策や施策を考える際に、このことを今まで以上に強く認識する必要があることは、多くの人々が共感するところだろう。政策評価制度は令和3年に導入から20年目を迎えるが、行政の改善を目的として行われるべき「行政の評価」は、これまで、基本的には現行の仕組みや取組を前提として、その中で効率等を高めるために何をしたらよいかという課題設定で行われてきたと言える。しかし、それでは、現在求められている現行の仕組みそのものを問い直すようなニーズに十分に答えきれないであろう。政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、このような認識の下、令和2年夏以降、政策評価のこれまでの実務の蓄積を踏まえつつ、今後の行政の評価の向かうべき方向について審議を行った。この提言は、その審議結果をまとめたものであり、総務省組織令（平成12年政令第246号）第123条第1項第2号の規定に基づき、総務大臣への意見として提出するものである。

I 行政の評価のあるべき姿

1 現状認識

「行政の評価」として、審議会で扱ったのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づき各府省が行う政策評価や、総務省（行政評価局）が政策評価法及び総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づき調査して行う評価（以下「行政評価局調査」という。）である。

審議会は、政策評価については、各府省の政策評価の担当者に対し、現在の業務の実情や担当者としての考え方についてアンケートやヒアリングを行い、総務省の業務については、総務省行政評価局から実情の説明等を受けた。そこから行政の評価の現状について、次のような課題認識を得た。

まず、第一点としては、評価の実務において「評価を政策の立案や改善に活かす」という目的意識があまり感じられないことである。言うまでもなく「行政の評価」は、その結果から政策や施策の改善に役立つ情報を得ることが重要な目的である。しかし、実際の評価の企画、調査、分析、結果報告の際に、評価のユーザーたる者（政策の立案者、ひいては政府の様々な取組に関する情報を求める国民をいう。以下単に「ユーザー」という。）のニーズ、変化する政策環境に係る必要な情報などを明らかにしたり、充実した評価結果を分かりやすく提供しようとする取組が、十分行われているとは言い難い。

例えば、政策評価であれば、多くの人々が一つの政策として認識するような政策パッケージについて、その評価を知るために、複数の関連部局の目標管理型の政策評価（多くの場合、部局単位の枠組みで行われている。）の結果を集め、読み解く必要が生ずる場合も少なくない。行政評価局調査であれば、表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまって、政策次元での課題の分析に至れていない場合がある。これらは、行政の評価におけるユーザーの視点の不足を物語る。このままでは、経済社会の変化の中で生じている課題や政策をめぐる大きな環境変化についての情報、そして、それらを踏まえた評価にこそある現在のニーズに十分応えきれない。

第二点としては、それぞれの業務のやり方が、特定の固定的なスタイルにこだわりすぎていると感じられることである。これは第一点で指摘した、「目的意識の希薄さ」の一因とも、結果とも言えるだろう。「行政の評価」の目的は、一定のスタイルで「評価」をしてその報告書を作成すること自体にあるのではなく、いわ

ゆるPDCAのCとして行われ、結果を政策や施策の改善に役立てていくことにある。そして、そのような政策の立案の過程が国民に適切に説明されていることではない。あまりにスタイルにこだわれば、かけている労力の割には役立たないという結果を招くと言わざるを得ない。

しかし、政策評価を見ると、各府省の実務は、その担当業務を網羅して「目標管理型の政策評価」（以下「目標管理型評価」という。）をすることに注力されているように見える。ある担当者は、「評価が政策の立案や見直し・改善のプロセスにおける位置付けが必ずしも明確でなく、政策の改善につなげるための活動というよりは、評価すること自体を目的とした活動（政策評価書を作成するための作業）、いわば「評価のための評価」となってしまう状況ではないか」と自省する。行政評価局調査についてみれば、全国の調査網から様々な行政実例を得ながらも、「勧告」を導く慎重な考察や分析に時間をかけてしまって、担当部署の迅速な改善アクションこそ必要なときにタイミングを失ってしまうことがある。手堅く現行制度を物差しとした分析は、制度の前提を変えてしまうような大きな環境変化を踏まえた評価につながりにくい。

第三点は、評価の際に、EBPMで言われるようなエビデンス、あるいはデータの科学的分析の工夫が限られていることである。

これは、「行政の評価」全般について言えることである。政府はEBPMを推進する方針を打ち出しており、政策評価においてはロジックモデルの重視や共同研究の取組などが始まっているが、未だに初期段階であり、研究者や専門家との連携も極めて限定的である。行政評価局調査についても、例えば、政策運営を取り巻く現状や、時代の流れの中での政策環境の大きな変化について、データ等の活用の可能性を探るような取組は少ない。

2 「行政の評価」のあるべき姿

「行政の評価」について、審議会では、1で述べた課題認識を踏まえ、その克服に向けて当面取り組むことについて議論した。当面の個々の具体的な取組のアイデアについてはII、IIIで述べる。

しかし、個々の取組は、相互の連関を考慮することなく個々にやっていけばよいというものではない。一つ一つは、それぞれに「行政の評価」の中で行われる企画、調査、分析、結果報告といった行為のどれかに焦点を当てることになるが、「行政の評価」という営み全体としての発展につなげることを意図しながら進める必要がある。

このため、審議会としては、1で述べた課題認識から、「行政の評価」を異なる視点から見た場合に浮かび上がる三つの「あるべき姿」を常に念頭に置いて取り組むべきと考える。その三つの「あるべき姿」とは次のとおりである。

① まず、その姿は、役に立つものでなければならない。

これは主としてユーザーの視点から見たあるべき姿である。評価は、内容においてユーザーのニーズに応えられる豊かなものとなるべきであり、態様においてユーザーの使いやすい、分かりやすいものとなるべきである。（役に立つ評価）

② その姿は、しなやかなものでなければならない。

これは、主として評価を実際に行う者の立場から見たあるべき姿である。一つの形式・方法・手順にとらわれず、必要とされる改善が適時的確に実現することを重視して、評価し、結果を示すよう行われるべきである。（しなやかな評価）

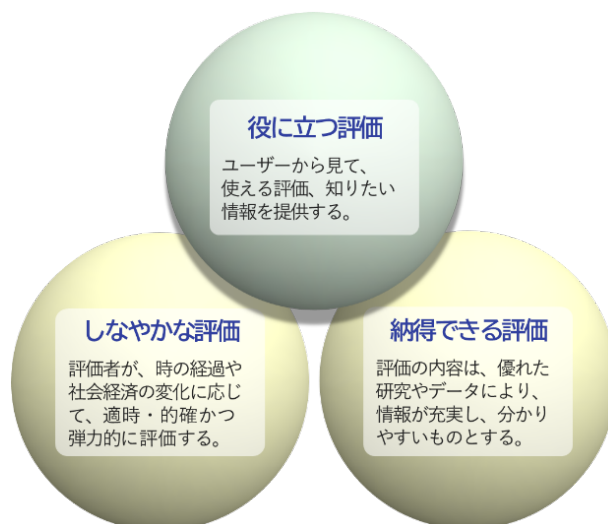
③ その姿は、納得できるものでなければならない。

これは、ユーザーからも評価者からも求められる姿である。評価は、研究やデータ、明確な論理等に裏打ちされた情報を提供するものであるべきである。（納得できる評価）

これらの相互の関係のイメージは、下図のとおりであり、「行政の評価」の本来の目的にかなう姿と言える①を、②及び③が支えるという関係にある。

II、IIIでは、個々の取組のアイデアを述べるが、その焦点に応じて、①～③に対応させて整理するが、例えば、①で掲げた取組が②や③と全く関係がないという意味ではない。

(参考図) 「行政の評価」のあるべき姿のイメージ



II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善

1 これまでの政策評価の取組と課題

現行の政策評価は、全政府的には平成13年1月に中央省庁等改革の一環として取組が始まり、政策評価法の施行（平成14年4月）以降、その規定に基づき実施されている。

取組の開始から令和3年1月でちょうど20年になった。当初は、政策評価を行う各府省の現場でも慎重、懐疑的な意見が残り、試行錯誤的にスタートしたものの、現在では「自らの活動について評価を行い、国民に対しその状況を明らかにする」という取組は「やって当然」と考えられるほどに定着していると言える。

内容的にも、政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や審議会（前身の政策評価・独立行政法人評価委員会を含む。）を中心に各府省も参画した改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は、着実に向上してきた。

しかしながら、現在の各府省の運用実態や今般各府省の担当者から聴取した率直な意見に耳を傾けたとき、次のような課題があると考えられる。

- ① 国民に対する説明のための作業（政策評価書を作成するための作業）が自己目的化し、実際に行われている政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという評価本来の目的にあった位置付けが軽視される向きもある。
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（平成25年から取組が開始された行政事業レビューや平成29年以降政府で取り組んでいるEBPMの推進）との関係が整理されず、各府省の評価担当職員には類似の作業の重複感が募っている。（いわゆる「評価疲れ」）
- ③ 平成25年に導入された目標管理型評価は、「施策」を網羅的に対象としつつ、標準的なやり方で効率的に評価を実施できることから、各府省が幅広く行っている。しかし、あらかじめ数値目標を定めて施策の進捗管理等を行うことに適した手法ではある反面、無理に目標や指標を設定する事例、通常は目標による進捗管理があまり意味を持たないような共通的な制度運用についてまであえて評価をしている事例なども見られる。目標による管理ゆえに、施策の根本的な見直しに取り組もうとすると、十分な情報を提供しにくいという限界もある。

2 改善の取組のアイデア

政策評価もまた、費用や手間をかけて行われる行政機関の所為である。どのような政策についても、様々な角度からの評価を行い得るが、そのあらゆるものを行うことは現実的ではない。政策の改善等の評価の本来の目的につながる度合いに応じて、一定の優先順位を付けて取り組むべきことは言うまでもない。「はじめに」で述べたとおり、ポストコロナの時代に向けて、行政は、既存の制度を前提とするのではなく、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、重点の置き方や対象とする政策のまとめ方など政策評価の考え方ややり方についても改めるべき点が出てきている。

以下に改善の取組のアイデアを整理する。なお、取組に当たっては、担当職員のマチベーションといった視点も重要である。質の高い政策評価を実施することを通じて、実際に政策が改善され、また、予算編成過程等で活用されることを実感することが、職員のマチベーション向上につながるよう留意すべきである。

(1) 「役に立つ評価」とするために

① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

「政策評価を政策の立案や改善に活かす」ためには、政策をめぐる一連の過程とその政策についての評価のプロセスが並行して進められるべきものであるとの認識に立って、政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われることが重要である。このためには、政策評価書をまとめる作業と、実務上、政策の企画・立案、実行等の各段階で行われている政策の効果等の把握・分析等の取組との関係を整理しつつ、政策評価の作業プロセスを見直すとともに、各府省の政策の効果等の把握・分析等の取組の質を高めるための支援等を強化する必要がある。その際、評価書の適正な公表との関係についての考え方も整理する必要がある。

実務では、政策の企画・立案、実行等の各段階で、その段階の活動と一体的に、当該政策の効果等の把握・分析等の取組が行われ、その結果を踏まえて、政策の立案や、見直し・改善の検討が行われている（例えば、一定の範囲の所掌事務を網羅するような基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行う事例などは典型であろう。）。つまり、政策評価の実質のある活動が、現に行われている。

他方、実務で「政策評価」と言う場合、政策を評価して評価書の形にまとめる作業と認識される向きがある。評価書の形にまとめられる内容たる「政

策を評価」する行為が、政策の企画・立案、実行等の段階で行われた効果等の把握・分析等である場合もあるが、それとは別に評価書にまとめ上げるための検討・分析等が行われることもある。必要な場合もあろうが、高じて、政策の企画・立案等とは無関係に「政策評価」が行われているとの報告もあった。

このアイデアは、政策評価が、貴重な労力の無駄遣いにならないようにするとともに、政策改善等への活用を重視した評価プロセスを実現するために、論点を整理し、改善を図ろうとするものである。

② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価についての公表と関連付けたり、政策評価結果の公表と位置付けたりすることの可否、方法について検討する必要がある。

①の裏返しであるが、実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果は、公表されているものが多い。これについて、例えば、政策評価結果の公表との関連付けができれば、情報が活用しやすくなる。さらに進んで、一定の要件のもとに政策評価法の求める政策評価と位置付けることができれば、作業の重複等を防いで合理的であり、政策立案段階における分析等の質の向上にもつながる。

なお、内閣官房が取り組んでいる行政事業レビューやE B P M推進の取組との関係についても、作業の合理化の観点も踏まえ、整理する必要があると考えられる。

③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

特に国民の関心の高い重要政策の評価等については、例えば、その政策ごとに評価を行ったり、その政策名で検索すれば評価の内容が分かるようにしていくことを検討する必要がある。

①及び②の取組、あるいは次の（２）の取組を活用して、ユーザーのニーズに応じて評価に関する情報を提供できるようにしていくことが狙いである。有識者の意見や他の機関による評価等の結果、予算要求の際の説明の必要などを踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進する。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 施策の特性等に応じた政策評価

目標管理型評価への過度の偏重を改め、各府省が施策の特性や改善の目的等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるように、考え方を整理し、明らかにする。この「考え方」には、現時点で、以下のような事柄を盛り込むことが必要と考えられる。

ア 政策評価では、それぞれの施策の特性や改善等の目的に応じて必要で適切な評価が実施されることが重要であり、そのような目的と無関係に、全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと。

イ 政策評価を行うときは、対象とする政策や施策の性質や、評価を実施する目的等に応じ、最適な評価方法を選択すべきであること。

ウ 個々の政策評価の対象とする政策や施策の捉え方や評価の時期（以下「評価の枠組み」という。）は、評価の本来の目的である政策の改善等に照らし、有用な評価情報をできるだけ得ようとする観点から、柔軟に考えるべきであること。一つの評価の枠組みを有用性について見直すことなく長年にわたって踏襲することは求められていないこと。

これらの考え方については、同時並行してその実践の仕方についても検討する必要がある。例えば、イの「最適な評価方法」について、類型化、選択肢の提示をすること、あるいは「総合評価」の活用方法、既往の評価の枠組みを変更する場合の手順などについてである。今後、各府省の協力を得ながら、検討を進める必要がある。

② 政策評価の重点化等

施策ごとに細かい目標や測定指標が多数設定されている評価書が散見されるが、当該施策の目的との関係で、当初はともかく、現在は意味が乏しくなっていると考えられるものもみられる。これは、必要な評価作業を合理的に行う形に改めていく必要がある。

そのためには、施策、目標及び測定指標が、政策目的に対して意味のある形で設定され、重点化が図られるよう、ロジックモデルの活用等により、高次の政策目標との関係性がより明確になる形で大括りにしてまとめることや、当該府省の任務との関係で施策の進捗状況を的確に表せるものに絞り込むなどの対処方法を検討する必要がある。

(3) 「納得できる評価」とするために

① E B P Mの更なる推進

政策評価において、E B P Mの実践が更に進むように、各府省の評価担当部局の相互連携、情報共有を進める必要がある。

総務省と各府省による共同研究や各府省の評価担当部局との連絡会議などを活用し、ロジックモデルの活用やデータ、ビッグデータの解析等によるエビデンスの獲得・活用など、E B P Mをめぐる諸論点についての研究を深める取組を行っていく。

② 研究者との連携

データ分析や政策評価の研究者等との連携を進める必要がある。

政策評価の実務を担当する者は、残念ながら必ずしもデータ分析等の技術や諸外国の類似政策の評価等の情報に通暁しているとは言い難い。このような点を補って政策評価の質を向上するために、積極的に研究者等と連携して評価を行うことを推奨する。これに関し、行政評価局が委嘱しているアドバイザーは、各府省においても活用できることを明らかにする。

以上の取組のアイデアについては、各府省の協力を得ながら、検討等を深め、実践に移していくことが求められ、審議会としても、今後、必要な審議等を行っていく考えである。あわせて、審議会において各府省担当者との意見交換等を行うとともに、総務省と各府省評価担当者との連絡会議の活性化を図り、現場における運用実態等の的確な把握や、優良な取組事例の共有などに取り組む。

Ⅲ 行政評価局調査の充実

1 これまでの行政評価局調査の取組と課題

行政評価局調査は、個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場から、様々な行政上の課題とその解決の方向を探り、関係行政機関や国民に示す機能であり、それによって行政の改善につなげることを目的として行われている。

その調査の対象として、いかなる施策や事業を扱うか（調査テーマ）は、毎年度、総務大臣が定める計画（行政評価等プログラム）の中で決まる。行政評価局は、行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めてきた行政運営に関する情報などから案を作り、また、審議会の意見を求めるなどにより、国民の目線を取り入れる努力をしているとする。そのような取組は、今後も続けられるべきである。現在行っていること以外にも、更に工夫することが望ましく、適切なテーマの調査で、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知ってもらうという考え方が重要である。

しかしながら、調査結果から改善のための大臣の「勧告」という形を導くことを重視するあまり、高い粒度を求めすぎて、調査結果情報の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、肝心の改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。また、調査テーマの検討において、勧告可能性を考慮しすぎて、調査のもう一つの役割、即ち政策担当者や国民が知りたい行政運営の実情を明らかにする役割がおろそかになる向きもある。さらに調査・評価の結論において、全国一律であることや現行制度の運用の不徹底に過度に焦点が当てられ、偶発事情や担当者の個別要因による再発可能性の小さな事例であって、個別の迅速な対応で足りるものについても、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例もある。

ポストコロナ時代の要請に応えつつ、行政評価局調査について見られた問題を克服するための取組のアイデアを以下に整理する。

2 改善の取組のアイデア

(1) 「役に立つ評価」とするために

① ユーザーとニーズを重視した調査

ユーザーのニーズという視点をこれまで以上に重視する必要がある。調査は適時に行い、施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える問題や疑問等の情報など、得られた有益な情報を、ニーズのある者へ迅速かつ積極的に提

供することが重要である。また、他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組む必要がある。

地方分権や民営化が進んできた現在、行政評価局調査が始まった頃は国の行政機関が自ら行ってきた行政の様々な所為を、地方公共団体や民間の主体が担うようになってきているものも少なくない。このような場合に、国の機関のできることは、それら主体に対する指導や要請が主となるものが出てくる。行政評価局調査に基づく勧告も、適切な指導や要請を求めるものにとどまることが多くなる。

このような現状を虚心坦懐に見るとき、行政評価局調査は、全国の調査のネットワークを活かして、現場の実情を即時に把握、評価できるという強みを活かし、現地における速やかな改善の実現を重視するアプローチを考えるべきである。「具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」から行う調査は、担当者と異なる客観性が特長となるが、それだけでなく、調査に対する理解・協力を、担当府省に限らず多くの調査対象から得るのに有利な点ともなる。権限的な「勧告」にこだわらず、それぞれの主体的な改善をサポートするという取組も発展させていくべきである。

② 中期的な調査主題の設定

中期的（3～5年程度）に調査に取り組む大きな主題を設定して、その主題の下に具体的に取り上げる施策を決め、調査を企画するという手法をもっと実践すべきである。時には、一つの施策について、計画的に数年にわたって地域性や多面性に踏み込んだ調査に取り組むことも考えるべきである。

現在の行政では、様々な分野の施策が、当たり前に関連したり、影響し合ったりする。一つの施策が、多面的に効果を発揮したり、地域の実情に応じて独自に展開することもある。ユーザーに必要なのは、通り一遍の表面的な情報ではない。

「個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」を活かした調査には、担当府省の相違を超えて、施策の対象となる者や実施手段の性格の共通性など別の次元からの比較や評価を可能とする利点がある。これはユーザーサイドから見た政府横断的な課題など、施策の担当府省とは異なる捉え方での課題の提示にもつながる。また、地域性や個別性が高いが、多くの分野の施策の総合であるような計画行政などについては、ある時点で全国横並びの調査をする必要はむしろ乏しく、数年間に分けてでも個別性や地域性に踏み

込んだ情報を得ながら全国の状況を捉える方がユーザーに役立つ情報を得られる場合があると考えられる。

これまでも「行政の少子化への対応」を念頭において、子育て支援や養護などの施策を数年にわたって調査した例があった。当面は、マイナンバー・マイナンバーカードの活用も含めた社会全体のデジタル化が進展する中における「行政のデジタル化」、「行政計画」、「様々な公的活動を担ういわゆる『行政ボランティア』」などを中期的なテーマとして取り上げることも考えるべきである。

③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮

調査対象とした施策に関して、（同一又は類似の目的の下に行われていた過去の施策群があった場合はそれから通して）30年以上の長期にわたる経緯が追えるときは、その施策（群）をめぐる社会経済、技術、国民の意識などの長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべきである。

長い経緯のある施策では、過去から施策の前提や手法などが引き継がれて残っていることがある。施策の変更の際にその変更の直接の原因であったり、目的であったりしたものであれば、見直されているが、それと意識されずに踏襲されてしまうことがあるからである。例えば、様々な施策を住民に広報する際、自治会などの地縁団体に30年前と同じ効果を期待できるだろうか。ポストコロナではどうだろうか。高校進学率が100%に近い現在と70%超程度だった昭和40年とで、10代後半の世代の学校以外の生活その他の活動の場について配慮すべき事柄は異なってくることは容易に想定できる。施策の適用を受ける国民の意識の変化もあるだろう。

評価をする施策の効率は、これらの変化によっても影響を受けるはずである。「はじめに」で述べた「従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していく」必要が生じてきている現在、これらのトレンドについての考慮は評価において不可欠と考えられる。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化

評価のプロセスを見直し、調査テーマや調査経過から必要と認められるときは、実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集

計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設ける必要がある。また、調査開始から調査結果の集計・公表までは1年以内を原則として、作業の迅速化を図る。

全国的な調査の作業フローは、現在基本的に「テーマ決定→調査設計（ここまで本省）→実地調査（各地の出先機関）→調査結果集計・分析（以下本省）→結果公表・勧告→フォローアップ」までの1本になっている。また、ここで、調査開始から結果公表までを1年程度で完結することを目指しているとされるが、実際は、2年を超えるものも少なくなく、調査結果の活用の可能性を狭めている（各府省による迅速な対応、地域の行政の実情に関する調査結果の現地への機動的な還元などが難しくなる等）。

この現状の改善と地域レベルでの貢献度の向上を狙いとし、作業の加速と調査結果の多様な還元を図る。あわせて、調査の開始時期についても、原則毎年4月、8月、12月の各月とするのが従来の運用であったが、スタッフ配分等条件を整えながら、随時に機動的に開始していくこととする。

② 調査結果の扱いの多様化

調査により、現場の担当者の問題ある扱いや個別具体の問題点が見いだされた場合、担当府省による迅速な対応・改善が必要と考えられるときは、全体の評価報告書がまとまるのを待たずに、当該府省へ通知をする扱いを可能とすることとし、そのための手順等を整理する必要がある。

調査結果については、現状、関係機関に対し何らの改善を求める勧告を中心に、最後に一つの結果報告書にまとめて公表することが通常である。具体的な改善事項がない場合にも、全ての評価結果を最後に一つにまとめて報告し、関係府省に「通知」する扱いとしている。現場における迅速な改善を重視し、新たな調査結果の扱いのバリエーションを提案するものである。

(3) 「納得できる評価」とするために

① E B P Mの更なる推進

行政評価局調査においても、評価結果に基づく改善策の提案や（1）①の取組において、各府省のE B P Mの実践が更に進むように配慮する必要がある。

調査結果に基づき、現行の運用より優れた選択肢が考えられる場合であっても、実際に運用して必ず良い効果が得られる、抱えている課題が解決する

ことなどを事前に確言できない場合も多い。最終的には、「比較データを得るための担当の機関における実験的運用」、あるいは「一定の前提をおいたモデルにより効果を推計する工夫」などを行って、材料を集めて優劣を判断するという取組こそが重要な場合もある。行政評価局調査の結論として、そのようなエビデンスに基礎付けられた検討を各府省が主体的に行うことを促すことも検討すべきである。

② 施策をめぐるデータの重視

調査の際に、対象となる施策や調査事例について、その置かれた環境を含め、データを集めることを重視すべきである。そして、それらのデータは、評価結果の内容や妥当する範囲についての理解に役立つことから、法令等の規範に照らして問題がない限り、公表してユーザーに提供することが重要である。

現在の行政においては、個々の対象の特性に応じたきめ細かな配慮が求められることが多い。評価でも、調査した事例をめぐる事情の影響を考慮に入れる重要性が増している。このことは、評価結果を当てはめることのできる範囲が、事例によって限られてくるということでもある。ゆえに、その置かれた環境を含む対象施策等のデータを集め、提示することにより、事例の特性の把握、他の事例との比較のベースを整える材料を提供することの重要性が増しているのである。

このことは、行政評価局調査において、対象とした施策の前提となっている諸条件の変化のトレンドを考慮に入れることにもつながる。

③ 研究者との連携

データ分析や各種施策の研究者等との連携を進める必要がある。

調査の企画や評価の時点で、様々な形で研究者等の参画や協力を得る取組を行う。これによって、研究者等の知識・経験を調査の中に積極的に取り込み、評価内容の充実を図るべきである。

また、II 2(3)②の取組は、行政評価局調査においても同様に進めるべきである。

おわりに

審議会としては、この提言を受けて、行政評価局が、各府省の協力を得ながら、検討を進め、業務のやり方の改善を実現することを期待する。また、今後の取組については、引き続き関心を持ち、役割を果たしていく。

平成 28 年 4 月 22 日

国土交通省政策評価会の開催について

1 目的

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる国土交通省政策評価会を開催し、その知見を活用する。

特に、基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 構成員

政策統括官は、政策評価会を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策統括官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に政策評価会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

同一の有識者に参集を求める期間は、1年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

3 座長

政策評価会に座長 1 人を置く。

座長は会務を総理する。

4 その他

政策評価会の庶務は、政策評価官室において処理する。

この他政策評価会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

政策評価会の議事録及び資料は、事後にホームページにおいて公表する。

(別紙)

国土交通省政策評価会委員

(50音順、敬称略)

令和3年5月26日現在

座長	上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
	大串 葉子	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部教授
	山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授